

公立大学法人青森公立大学職員の扶養手当に関する細則

平成21年4月1日

規程第72号

(趣旨)

第1条 この細則は、公立大学法人青森公立大学職員給与規程(平成21年規程第67号。以下「給与規程」という。)第30条の規定に基づき、職員に対する扶養手当の支給について必要な事項を定めるものとする。

(扶養親族の範囲)

第2条 給与規程第10条第2項に規定する他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている者には、次に掲げる者は含まれないものとする。

- (1) 職員の配偶者、兄弟姉妹等が受ける扶養手当又は民間事業所その他のこれに相当する手当の支給の基礎となっている者
- (2) 年額130万円以上の恒常的な所得があると見込まれる者

(届出)

第3条 給与規程第11条第1項の規定による届出は、扶養親族届により行うものとする。

(認定)

第4条 理事長は、前条に規定する届出があったときは、その届出に係る事実及び扶養手当の月額を認定しなければならない。

- 2 理事長は、前項の規定により認定した職員の扶養親族に係る事項その他の扶養手当の支給に関する事項を扶養手当認定簿に記載するものとする。
- 3 理事長は、第1項の認定を行う場合において必要と認めるときは、職員に対し扶養の事実等を証明するに足る書類の提出を求めることができる。

(事後の確認)

第5条 理事長は、現に扶養手当の支給を受けている職員の扶養親族が給与規程第10条第2項の扶養親族たる要件を具備しているかどうか及び扶養手当の月額が適正であるかどうかを随時確認するものとする。この場合においては、前条第3項の規定を準用する。

(支給)

第6条 扶養手当は、給料の支給方法に準じて支給する。

(雑則)

第7条 この細則の実施に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

(施行期日)

この細則は、平成21年4月1日から施行する。